



みんなでつくろう！ 消費者が主役の社会 !!

5月は消費者月間

近年、消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化の進展など、大きく変化しており、それに伴って消費者トラブルや消費者被害の内容などが変化してきています。そこで、今後の消費者政策の推進には、これまでの枠組みを超えた取り組みが必要であり、社会経済の全ての主体が消費者の利益の擁護・増進を意識して活動することが重要です。

5月は消費者月間です。これにちなみ、「被害に遭わないためにはどうしたらいいのか」「被害に遭ったときにはどうすればいいのか」といった情報を、パネル展示で分かりやすく紹介します。また、併催イベントも開催しますので、ぜひご来場ください。

消費者月間パネル展示

- ▽とき 5月 21日～27日、午前8時半～午後9時
- ▽ところ ヒロロスクエア（駅前町、ヒロロ3階）
- ▽内容 消費生活に関するパネル展やリーフレットの提供・各種相談の紹介など
- 問い合わせ先 市民生活センター（駅前町、ヒロロ3階、☎ 34・3179）

併催イベント

- 【家庭用体重計・キッチンスケールの無料検査】
家庭で使用している体重計などを無料で検査しますので、お持ちください。
- ▽とき 5月 22日（金）、午後1時半～4時
- 【くらしの消費者講座】
次々と新しい手口がでている悪質商法について、わ

市民生活センターなどの相談窓口

市民生活センターの相談窓口のほかに、各種相談窓口などが設置されます。困り事、悩み事があるときは、一人で抱え込まず、早めにご相談ください。

市民生活センターの相談窓口

- 市民生活センター（駅前町、ヒロロ3階）では、暮らしの中で起こる困り事、悩み事、契約トラブル、多重債務問題などに関する相談に応じています。相談は無料です。気軽にご利用ください。
- ▽とき 午前8時半～午後5時（毎週月曜日と12月29日～1月3日は休館）
- ▽相談内容 消費生活、市民生活に関する相談
- ▽相談員 市職員
- 問い合わせ先 市民生活センター（☎ 33・5830、34・3179）

くらしとお金の安心相談会

- 消費者信用生活協同組合青森事務所が行う出張相談会です。相談は予約制ですので、希望する人は事前に電話で申し込んでください。
- ▽とき 6月 3日（水）、午前10時～午後4時
- ▽ところ 市民生活センター
- ▽内容 生活再建や債務整理に必要な資金の貸付にすること



案内図

人権・行政問題は相談を

●人権擁護委員…人権問題で困っている人からの相談に応じています。

■阿保 香代子さん

■小田桐 ミツヱさん

■古川 妙子さん

■齊藤 幸子さん

■笹森 智彦さん

■白取 幹人さん

■清野 光則さん

■田中 均さん

■鶴谷 郁子さん

■外崎 祐一さん

■外崎 由紀子さん

■西澤 テツさん

■比内 道治さん

■福士 滋さん

■山内 賢二さん

●行政相談委員…国の行政全般に対する苦情・要望を聞き、解決の手助けをしています。

■飛鳥 範子さん

■板垣 肇さん

■須藤 タキさん

■中澤 省一さん

■野呂 真正さん

■三上 トキさん

かりやすく説明します。

▽とき 5月 23日（土）、午後3時～4時半

▽テーマ 「最近の悪質商法の手口と対策」

▽講師 青森県金融広報委員会金融広報アドバイザー

▽対象 市民または市内に通勤・通学する人

▽定員 20人（先着順）

※事前の申し込みが必要。

～共通事項～

▽ところ ヒロロ（駅前町）3階多世代交流室1

▽参加料 無料

■問い合わせ・申込先 市民生活センター（☎ 34・3179）

「城東タウンプラザ前」バス停で降りると便利です。

無料電話法律相談会

長時間労働、パワハラなどの労働問題、離婚、DVなど女性の権利に関する問題に詳しい弁護士が、対処の方法や法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。相談料は無料です。事前にお問い合わせください。

【労働問題相談（雇用問題・パワハラなど）】

▽とき 6月 10日（水）、午後3時～8時

▽電話番号 フリーダイヤル 0120・610・168

【女性の権利相談（離婚・DVなど）】

▽とき 6月 24日（水）、午後1時～4時

▽電話番号 青森 017・777・7285

■問い合わせ先 青森県弁護士会事務局（☎ 青森 017・777・7285）

シンフォニー

「成年後見制度を考える会」相談室

相続、財産管理、将来への不安など、成年後見に関する法律・社会生活上の諸問題について、相談員が無料で相談に応じます（秘密厳守）。

▽とき 5月 31日（日）、午後1時半～3時半

▽ところ 弘前文化センター（下白銀町）2階第1会議室

▽相談員 公証人、弁護士、司法書士

※事前の申し込みは不要ですが、当日は午後3時で受け付けを終了します。

■問い合わせ先 シンフォニー「成年後見制度を考える会」（鎌田さん、☎ 兼ファクス 38・1829）

○青森地方法務局弘前支局（早稲田3丁目）では、毎週月～金曜日の午前10時～午後5時に、常設人権相談所を開設し相談に応じています。

○人権擁護委員は毎週金曜日、行政相談委員は毎週水曜日に、市民生活センターでも相談に応じています。時間はいずれも午前10時～午後3時。